

潮来市 創業等チャレンジ支援補助金

潮来市創業等チャレンジ支援補助金は、商業の振興、雇用創出及び定住促進を目的として、市内で創業、事業承継又は新事業展開（以下「創業等」という。）を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助します。

補助対象企業数 **4** 社

補助金額

最大 **15** 万円
(1社)

申請期間 ▶ 令和7年9月1日～令和7年10月31日まで

※先着順ではなく、事業計画書に基づき厳正な審査の上、補助対象企業が決定いたします。

募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の **1** ～ **12** までの要件をすべて満たす者であることが必要です。

- 1** 市内において、補助金の申請年度内に創業、事業承継又は新事業展開（以下「創業等」という。）を行う者又は申請時に創業等の日から起算して2年を経過しない者であること。
- 2** 補助金の交付を受けようとする者が直接、事業又は営業に携わること。
- 3** 創業等に際して、法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日もしくは事業承継の日までに有する見込みがあること。
- 4** 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあっては代表者）が同一事業でこの補助金の交付を受けていないこと。
- 5** 創業の日又は事業承継の日以降、1年以上継続して営業する意志があること。
- 6** 潮来市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業（創業ビジネスプラン塾の受講）を修了し、かつ潮来市商工会が実施する創業等の相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
- 7** 市税を完納していること。
- 8** 小売業、卸売業、飲食業、製造業、運送業、建設業及びサービス業その他市長が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。）であること。
- 9** 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- 10** 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する者または茨城県暴力団排除条例第2条第3号に規定する者でないこと。
- 11** 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。
- 12** その他市が適切でないと判断する事業でないこと。

補助率等

募集対象者に、創業等において必要な経費の一部を補助します。補助対象経費の3分の2以内で、補助限度額は15万円となります。（予算の範囲内）なお、同一者での応募は、1件とします。